

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

〔定価二冊月三百円(消費税別)〕

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その
翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次
<ul style="list-style-type: none"> ◇条 例 職員団体の登録に関する条例 職員団体のための職員の行為の特例に関する条例 職員団体の行う交渉に関する条例を廃止する条例 職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例等の一部を改正する条例

条 例

職員団体の登録に関する条例をここに公布する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二、朗

鳥取県条例第二十四号

職員団体の登録に関する条例

職員団体の登録に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第七号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第五十三条第一項及び第五項から第八項までの規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

る。

(登録の申請)

第二条 職員団体は、人事委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる事項を記載した申請書正副二通にそれぞれ規約を添えて、提出しなければならない。

一 理事その他の役員の名、住所及び職名(職員でない者にあつては、その職業)

二 すべての事務所所在地

三 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称

前項の規定による申請書には、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第五十三条第三項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類

二 法第五十三条第四項の規定に従つて組織されていることを証明する書類(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十一条の四

第一項に規定する公立学校の職員の職員団体にあつては、県内の公立学校の職員のみをもつて組織されていることを証明する書類)

(登録の通知)

第三条 人事委員会は、登録の申請を受けた日から三十日以内に、登録をした旨又はしない旨を、登録の申請をした職員団体に通知しなければならない。

(規約の変更又は解散の届出)

第四条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第二条第一項に規定

する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から十日以内に、人事委員会に書面をもつてその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副二通の届出書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による届出が規約の変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第五十三条第三項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添えなければならない。

4 前条の規定は、規約又は第二条第一項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

(登録の効力停止及び取消の通知)

第五条 人事委員会は、法第五十三条第六項前段の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、書面をもつてその旨を当該職員団体に通知しなければならない。

(人事委員会規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例をここに公布する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第五十五条の二第六項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のための業務を行ない、又は活動することができるときを定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第二条 職員は、次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のための業務を行ない、又は活動することができる。

一 法第五十五条第八項の規定に基づき、勤務時間内において適法な交渉を行なう場合

二 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第十四条第三項に規定する休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)及び年次有給休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員団体の行う交渉に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

職員団体の行う交渉に関する条例を廃止する条例

職員団体の行う交渉に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第八号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例等の一部を改正する条例

(職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例の一部改正)

第一条 職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五條第一項、第三十五條及び第五十二條第五項」を「第三十五條」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六條に規定する企業職員」を「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号)第一条に規定する企業職員」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第三条 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十号中「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六條に規定する企業職員」を「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号)第一条に規定する企業職員」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六條に規定する企業職員」を「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号)第一条に規定する企業職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。